

イーサネット通信網サービス契約約款

平成26年7月

北陸通信ネットワーク株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 イーサネット通信網サービスの提供区域等	3
第4条 イーサネット通信網サービスの提供区域等	3
第3章 契 約	4
第5条 イーサネット通信網サービスの品目	4
第6条 契約の単位	4
第7条 共同契約	4
第8条 第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端	4
第9条 収容区域及び加入区域	4
第10条 イーサネット通信網契約申込の方法	4
第11条 イーサネット通信網契約申込の承諾	4
第12条 最低利用期間	5
第13条 品目の変更	5
第14条 第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転	5
第15条 契約者回線の異経路	5
第16条 契約者回線の利用の一時中断	5
第17条 その他の契約内容の変更	5
第18条 イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第19条 契約者が行うイーサネット通信網契約の解除	6
第20条 当社が行うイーサネット通信網契約の解除	6
第21条 その他の提供条件	6
第4章 契約者回線群の設定等	7
第22条 契約者回線群の設定等	7
第23条 契約者回線群の変更	7
第24条 契約者回線群の廃止	7
第5章 付加機能	8
第25条 付加機能の提供	8
第26条 付加機能の停止	8
第6章 端末設備の提供等	9
第27条 端末設備の提供	9
第28条 端末設備の移転	9
第29条 端末設備の利用の一時中断	9
第7章 回線相互接続	10
第30条 当社又は他社の電気通信回線の接続	10
第31条 他社接続回線の相互接続	10
第32条 他社接続回線の接続変更	10

第33条	他社接続回線の接続休止	10
第34条	相互接続点の所在場所等の揭示等	10
第8章	利用中止及び利用停止	12
第35条	利用中止	12
第36条	利用停止	12
第9章	イーサネット通信網サービスの利用の制限等	13
第37条	イーサネット通信網サービスの利用の制限等	13
第10章	料金等	14
第1節	料金及び工事に関する費用	14
第38条	料金及び工事に関する費用	14
第2節	料金の支払義務	14
第39条	料金の支払義務	14
第40条	工事費の支払義務	15
第41条	線路設置費の支払義務	16
第42条	設備費の支払義務	16
第3節	料金の計算方法等	16
第43条	料金の計算方法等	16
第44条	料金等支払いの連帯責任	16
第4節	割増金及び延滞利息	17
第45条	割増金	17
第46条	延滞利息	17
第5節	協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	17
第47条	協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	17
第11章	保守	18
第48条	契約者の維持責任	18
第49条	契約者の切分責任	18
第50条	修理又は復旧の順位	18
第12章	損害賠償	19
第51条	責任の制限	19
第52条	免責	19
第13章	雑則	20
第53条	承諾の限界	20
第54条	利用に係る契約者の義務	20
第55条	他人に使用させる場合の契約者の義務	20
第56条	契約者からの第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等	20
第57条	技術的事項及び技術参考資料の閲覧	21
第58条	協定事業者によるイーサネット通信網サービスに関する料金等の回収代行	21
第59条	契約者の氏名等の通知	21
第60条	協定事業者からの通知	21
第61条	法令に規定する事項	21

第62条 閲覧	21
別 記	22
1 イーサネット通信網サービスの提供区域等	22
2 契約者の地位の承継	22
3 契約者の氏名等の変更	22
4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等	22
5 契約者からのアクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等	22
6 自営端末設備の接続	22
7 自営端末設備に異常がある場合等の検査	23
8 自営電気通信設備の接続	23
9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査	23
10 当社の維持責任	23
11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行	23
12 新聞社等の基準	24
13 技術参考資料の項目	24
料 金 表	25
通 則	25
第1表 料 金	29
第2表 工事に関する費用	43
第1 工事費	43
第2 線路設置費	45
第3 設備費	46
別 表 基本的な技術的事項	47
付 則	48

第 1 章 総 則

(約款の適用)

第 1 条 北陸通信ネットワーク株式会社（以下「当社」と言います。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」と言います。）第31条及び第31条の4の規定に基づきこのイーサネット通信網サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」と言います。）を定め、これによりイーサネット通信網サービスを提供します。

(約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット特定区域通信収容網	1の単位料金区域（当社が別に定める同一県内の区域をいいます。）内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。）
4 イーサネット県内通信収容網	同一県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、イーサネット特定区域通信収容網以外のもの
5 イーサネット域内通信収容網	当社提供エリア内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備であって、イーサネット特定区域通信収容網及びイーサネット県内通信収容網以外のもの
6 イーサネット通信収容網	イーサネット特定区域通信収容網、イーサネット県内通信収容網又はイーサネット区域通信収容網
7 イーサネット通信網サービス	イーサネット特定区域通信収容網、イーサネット県内通信収容網又はイーサネット域内通信収容網を使用して行う電気通信サービス
8 イーサネット通信網サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりイーサネット通信網サービスを提供する当社の事業所
9 イーサネット通信網サービス取扱所	イーサネット通信網サービスに関する業務を行う当社の事務所
10 イーサネット通信網契約	当社からイーサネット通信網サービスの提供を受けるための契約
11 契約者	当社とイーサネット通信網契約を締結している者
12 収容局設備	イーサネット通信収容網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備
13 中継局設備	イーサネット県内通信収容網に所属するイーサネット通信網サービス取扱局に設置される電気通信設備であって収容局設備以外のもの

14 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
16 他社接続回線	相互接続点において当社の電気通信設備と接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
17 第1種アクセス回線	イーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
18 第1種アクセス回線等	第1種アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
19 第2種アクセス回線	イーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービス取扱局と相互接続点との間に設置される電気通信回線
20 アクセス回線	第1種アクセス回線、又は第2種アクセス回線
21 アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
22 中継回線	中継局設備相互間に設置される電気通信回線
23 利用回線	イーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービスと相互に接続される他社接続回線であって、相互接続協定に基づき当社が料金を設定するもの
24 接続契約回線	イーサネット通信網契約に基づいて相互接続点と契約の申込書が指定する場所との間に設置される電気通信回線であって相互接続協定に基づき当社が別に定める協定事業者が料金を設定するもの
25 接続契約回線等	接続契約回線及び当社が必要により設置する接続契約回線に係る電気通信設備
26 契約者回線	アクセス回線、中継回線、利用回線又は接続契約回線
27 契約者回線群	イーサネット通信収容網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線により構成される回線群
28 端末設備	アクセス回線又は接続契約回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
29 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
30 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
31 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及びイーサネット通信網端末等の接続の技術的条件
32 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 イーサネット通信網サービスの提供区域等

(イーサネット通信網サービスの提供区域等)

第4条 当社のイーサネット通信網サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

第3章 契 約

(イーサネット通信網サービスの品目)

第5条 当社の提供するイーサネット通信網サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のイーサネット通信網契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について契約者が2人以上となるイーサネット通信網契約(以下「共同契約」といいます。)を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

(第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端とします。

2 当社は、前項のアクセス回線又は接続契約回線の終端(相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。)に係る地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(イーサネット通信網契約申込の方法)

第10条 イーサネット通信網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) イーサネット通信網サービスの品目

(2) 第1種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第1種アクセス回線の終端の場所

(3) 第2種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称

(4) 契約者回線群

(5) 利用回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その利用回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称、その利用回線に対応する契約者回線群

(6) 接続契約回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その接続契約回線の終端の設置場所、その接続契約回線と相互に接続する協定事業者の氏名又は名称、協定事業者のサービスの種類、品目等、相互接続点

(7) その他イーサネット通信網契約申込みの内容を特定するために必要な事項

(イーサネット通信網契約申込の承諾)

第11条 当社は、イーサネット通信網契約の申込みがあつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのイーサネット通信網契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込みのあつた契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

- (2) イーサネット通信網契約の申込みをした者が、イーサネット通信網サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 契約者回線群がないとき。
- (4) 利用回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その利用回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき又はその利用回線に対応する契約者回線群がないとき。
- (5) 接続契約回線に係るイーサネット通信網サービスの申込みにあつては、その接続契約回線との接続に係る協定事業者の承諾を得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (6) 第2種アクセス回線に係るイーサネット通信網契約の申込みにあつては、その第2種アクセス回線と他社接続回線との接続に関し、その第2種アクセス回線と接続することとなる他社接続回線について契約している者と同一の者とならないとき、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (7) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 イーサネット通信網サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、イーサネット通信網サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除又は契約者回線の品目の変更又は移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第13条 契約者は、契約者回線の品目の変更を請求することができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転)

第14条 契約者は、第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があつたときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第17条 契約者は、第10条(イーサネット通信網契約申込の方法)第5号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があつたときは、当社は、第11条(イーサネット通信網契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(イーサネット通信網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第18条 契約者がイーサネット通信網契約に基づいてイーサネット通信網サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行うイーサネット通信網契約の解除)

第19条 契約者がイーサネット通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめイーサネット通信網サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

(当社が行うイーサネット通信網契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、その契約者回線に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。

- (1) 第36条（利用停止）の規定により利用停止をされた契約者回線について、契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除、又は協定事業者の電気通信事業の休止、又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更もしくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第32条（他社接続回線の接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (3) そのイーサネット通信網契約に係る契約者回線群について、第24条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第23条（契約者回線群の変更）第1項に規定する変更請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第36条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係るイーサネット通信網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのイーサネット通信網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 イーサネット通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

第22条 契約者は、契約者回線群を指定し、イーサネット通信網サービス取扱所に申し出ていただきます。

- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、イーサネット通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
- 4 当社は、第3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更)

第23条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

第24条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
- (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第23条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更がないとき。
- (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第25条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難であるとき等、当社のイーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の廃止)

第26条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

- (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、イーサネット網契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
- (2) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線又は接続契約回線について、料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

(端末設備の移転)

第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

(端末設備の利用の一時中断)

第29条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第30条** 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線又は接続契約回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をイーサネット通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限される場合を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定によりイーサネット通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

- 第31条** 当社は、他社接続回線と接続するイーサネット通信網契約の申込みを承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

- 第32条** 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（イーサネット通信網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(他社接続回線の接続休止)

- 第33条** 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のイーサネット通信網サービスを利用できなくなったときは、そのイーサネット通信網サービスについて接続休止（そのイーサネット通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのイーサネット通信網サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。
- ただし、そのイーサネット通信網サービスについて、契約者から利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求又はイーサネット通信網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。
- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめその契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのイーサネット通信網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

(相互接続点の所在場所等の掲示等)

- 第34条** 当社は、相互接続点の所在場所等について、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所に掲示するものとします。
- 2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更するこ

とがあります。

第8章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第35条 当社は、次の場合には、イーサネット通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第34条（相互接続点の所在場所等の掲示等）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3) 第37条（イーサネット通信網サービスの利用の制限等）の規定により、イーサネット通信網サービスの利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第36条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのイーサネット通信網サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったイーサネット通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）において、そのイーサネット通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第54条（利用に係る契約者の義務）又は第55条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、第1種アクセス回線又は接続契約回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (4) 第1種アクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備を第1種アクセス回線又は接続契約回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりイーサネット通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 イーサネット通信網サービスの利用の制限等

(イーサネット通信網サービスの利用の制限等)

第37条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信、電力の供給の確保又は秩序を維持するため、イーサネット通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

す。）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に到達しないことがあります。

第 10 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第38条 当社が提供するイーサネット通信網サービスの料金は、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するイーサネット通信網サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条1項に規定する料金は、当社が提供するイーサネット通信網サービスの態様に応じて、基本回線料、加算額及び付加機能使用料を合算したものとします。

第 2 節 料金の支払義務

(料金の支払義務)

第39条 契約者は、そのイーサネット通信網契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備等の提供を開始した日から起算して、イーサネット通信網契約の解除又は端末設備等の廃止等(以下この条において「解除等」といいます。)があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりイーサネット通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

ア 利用を一時中断したとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、イーサネット通信網サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金								
<p>1 契約者の責めによらない理由により、そのイーサネット通信網サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態(そのイーサネット通信網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)が生じた場合(2欄又は3欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (2)、(3)以外のもの</td> <td style="text-align: center;">1 2 時間</td> </tr> <tr> <td>(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの</td> <td style="text-align: center;">1 時間</td> </tr> <tr> <td>(3) 中継回線のもの</td> <td style="text-align: center;">1 時間</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 間	(1) (2)、(3)以外のもの	1 2 時間	(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの	1 時間	(3) 中継回線のもの	1 時間	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応するそのイーサネット通信網サービス(そのイーサネット通信網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。)に係る契約者回線についての料金</p>
区 分	時 間								
(1) (2)、(3)以外のもの	1 2 時間								
(2) アクセス回線がイーサネット方式のもの	1 時間								
(3) 中継回線のもの	1 時間								

<p>2 当社の故意又は重大な過失によりそのイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのイーサネット通信網サービス（そのイーサネットサービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金</p>
<p>3 端末設備の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、イーサネット通信網サービスに係る契約者回線を利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりイーサネット通信網サービスに係る契約者回線を利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。</p>	<p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのイーサネット通信網サービス（そのイーサネット通信網サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）に係る契約者回線についての料金</p>

- 3 第1項の期間において、契約者がイーサネット通信網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者は、そのイーサネット通信網サービスに係る料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除いて、イーサネット通信網サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
<p>1 契約者の責めによらない事由によりイーサネット通信網サービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信網サービスに係る契約者回線についての料金</p>
<p>2 接続休止をしたとき。</p>	<p>接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのイーサネット通信網に係る契約者回線についての料金</p>

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(工事費の支払義務)

第40条 契約者は、イーサネット通信網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第41条 契約者は、次の場合には料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線又は接続契約回線の設置等の工事の着手前にそのイーサネット通信網契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条及び次条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が区域外（収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるイーサネット通信網契約の申込み又は第1種アクセス回線又は接続契約回線の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (2) 第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が区域外にある第1種アクセス回線又は接続契約回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - (3) 移転後の第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が区域外となる第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転（移転後の第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が移転前の第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第1種アクセス回線又は接続契約回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第42条 契約者は、第1種アクセス回線又は接続契約回線について特別な電気通信設備の新設等を要するイーサネット通信網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、第1種アクセス回線又は接続契約回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

第43条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第44条 共同契約を締結している各契約者は、その契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負うものとします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第45条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第46条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第47条 当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき当社が別に定めるところによります。

第 1 1 章 保 守

(契約者の維持責任)

第48条 契約者は、その第1種アクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第49条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が第1種アクセス回線等又は接続契約回線等に接続されている場合であって、その第1種アクセス回線等又は接続契約回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、イーサネット通信網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により第1種アクセス回線等又は接続契約回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第50条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第37条（イーサネット通信網サービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従って契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の契約者回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記13に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

第 1 2 章 損害賠償

(責任の制限)

第51条 当社は、イーサネット通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのイーサネット通信網サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第39条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、イーサネット通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第39条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのイーサネット通信網サービスに係る料金額（そのイーサネット通信網サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりイーサネット通信網サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第52条 当社は、第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備、自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（イーサネット通信網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の変更を含みます。）により、現に第1種アクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 1 3 章 雑 則

(承諾の限界)

第53条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が第2種アクセス回線、利用回線又は接続契約回線である場合において、その第2種アクセス回線、利用回線又は接続契約回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合、もしくはその他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款又は料金表において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第54条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 当社がイーサネット通信網サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がイーサネット通信網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
 - (3) そのアクセス回線等又は接続契約回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第55条 契約者はそのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
 - (2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
 - (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その第1種アクセス回線又は接続契約回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その第1種アクセス回線又は接続契約回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
- (注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

第48条 (契約者の維持責任)

第49条 (契約者の切分責任)

別記5 (自営端末設備の接続)

別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

別記7 (自営電気通信設備の接続)

別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等)

第56条 契約者からの第1種アクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(技術的事項及び技術参考資料の閲覧)

第57条 イーサネット通信網サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所において、イーサネット通信網サービスを利用するうえで参考となる別記10の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

(協定事業者によるイーサネット通信網サービスに関する料金等の回収代行)

第58条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした契約者が当社の請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者の定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払われないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者の氏名等の通知)

第59条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とイーサネット通信網サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第60条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第61条 イーサネット通信網サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4から8に定めるところによります。

(閲覧)

第62条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

別記

別 記

1 イーサネット通信網サービスの提供区域等

(1) 当社のイーサネット通信網サービスは、次に掲げる県の区域において提供します。

県 の 区 域
石川県の一部、富山県の一部、福井県の一部

(2) 当社のイーサネット通信網サービスの提供区間は、契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間とします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかにイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

(2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

契約者は、その氏名、名称、住所又は居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかにイーサネット通信網サービス取扱所に通知していただきます。

4 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(1) 協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。）については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間を合わせて定めるものとします。

(2) (1)の規定により、当社の提供区間を協定事業者が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

(3) (1)の規定により、協定事業者の提供区間を当社が料金設定することとなった場合における料金及び料金に関するその他の取扱いについては、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるものを除き、この約款に定めるところによります。

(4) (1)の規定にかかわらず、協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

5 契約者からのアクセス回線等又は接続契約回線等の設置場所の提供等

(1) アクセス回線又は接続契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社がアクセス回線等又は接続契約回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社がイーサネット通信網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。

(3) 契約者は、アクセス回線又は接続契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線又は接続契約回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則 32 条第 1 項第 5 号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、アクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線又は接続契約回線から取りはずしていただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線又は接続契約回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線又は接続契約回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、アクセス回線等を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

11 協定事業者の電気通信サービスに関する手続き代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

12 新聞社等の基準

区 分	市 町 村
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13 技術参考資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件及び光学的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

料 金 表

料金表目次

通 則	25
第1表 料 金	29
1 適 用	29
2 料金額	39
(1) 基本回線料	39
(2) 加算額	42
(3) 付加機能料	42
第2表 工事に関する費用	43
第1 工事費	43
1 適 用	43
2 工事費の額	44
第2 線路設置費	45
1 適 用	45
2 線路設置費の額	45
第3 設備費	46
1 適 用	46
2 設備費の額	46

通 則

(料金等の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供するイーサネット通信網サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。
ただし、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限りません。）及び工事に関する料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者がそのイーサネット通信網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日に契約者回線又は端末設備等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にイーサネット通信網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
 - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日にイーサネット通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
 - (4) 第39条（料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 暦月の初日に契約者回線又は端末設備等の提供を開始し、その日にそのイーサネット通信網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
- 4 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(料金前払いに伴う料金の減額)

- 5 契約者は、イーサネット通信網サービスに関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 6 契約者が、5の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

区 分	割 引 率
6か月分の料金を一時払いにより支払う場合	1. 3%
1年分の料金を一時払いにより支払う場合	3. 0%

- 7 一時払いにより料金が支払われた契約者回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、6の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

区 分		料 金 の 取 扱 い
イーサネット通信網サービスの品目の変更、サービスクラス等の変更、第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転又はイーサネット通信網サービスの料金の改定等があったとき。	月額で定められている料金の額が増加したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額の支払いを要します。
	月額で定められている料金の額が減少したとき。	支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
契約者が現に利用しているイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結してその場所でイーサネット通信網サービスの提供を受けるとき。	新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスの料金の額が、解除するイーサネット通信網サービスの料金の額より多いとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたイーサネット通信網サービスの料金及びイーサネット通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額の支払いを要します。
	新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスの料金の額が、解除するイーサネット通信網サービスの料金の額より少ないとき。	支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの解除されたイーサネット通信網サービスの料金及びイーサネット通信網契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。
イーサネット通信網契約の解除があったとき。		支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より多いときは、その差額を支払っていただきます。
		支払いを受けた料金の対象期間の初日からイーサネット通信網契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より少ないときは、その差額をお返しします。

(端数処理)

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 9 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するイーサネット通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 13 第39条(料金の支払義務)から第42条(設備費の支払義務)までの規定等によりこの料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払いを要するものとされている額は、この料金表に規定する額(税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。)以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) この料金表に表示する額は税抜額を表します。

(料金等の臨時減免)

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のイーサネット通信網サービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

- 15 この約款に規定する加算額及び設備費のうち、別に算定する実費とされているものについては、それぞれ次により算定します。

1 加算額

月額料金＝年経費(営業費＋報酬＋税金)×1/12

(注) 営業費、報酬及び税金は、創設費にそれぞれ対応する年経費率を乗じて算定します。

2 設備費

設備費＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	価格等	算定方法
物品費	—	購入価格	—
取付費	(1) 労務費	1時間あたり人件費単金 ×延労働時間	左記の(1)(2)の 合計金額
	(2) 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要 する費用を加えたもの	
間接費	—	当該工事に係る物品費及び取付 費以外に要する全ての経費 (ガソリン代、車両の維持費、 測定器等の損料、管理費等)	—

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容																		
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、イーサネット通信網サービスの提供区域について、1のイーサネット通信網サービス取扱局に第1種アクセス回線又は接続契約回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでイーサネット通信網サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																		
(2) アクセス回線における区分に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおりアクセス回線において、タイプを定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ1</td> <td>タイプ2以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">タイプ2</td> <td>帯域保証型のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 タイプ1には以下の区分があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">区分1</td> <td>区分2以外のもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分2</td> <td>当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考 区分1には以下の種別があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アクセス回線A</td> <td>契約の申込者が指定する場所とイーサネット特定区域通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">アクセス回線B</td> <td>契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の場所は、当社が別に定めるイーサネット通信網サービス取扱局の収容区域内に限ります。 2 当社は、アクセス回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。 3 契約者は、第13条（品目の変更）の規定にかかわらず、種別が異なるアクセス回線間での品目変更を請求することはできません。 4 種別の異なるアクセス回線間では、相互に通信することはできません。 5 契約者は、アクセス回線の種別の変更を請求することはできません。 	種 別	内 容	タイプ1	タイプ2以外のもの	タイプ2	帯域保証型のもの	区 分	内 容	区分1	区分2以外のもの	区分2	当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの	種 別	内 容	アクセス回線A	契約の申込者が指定する場所とイーサネット特定区域通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線	アクセス回線B	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線
種 別	内 容																		
タイプ1	タイプ2以外のもの																		
タイプ2	帯域保証型のもの																		
区 分	内 容																		
区分1	区分2以外のもの																		
区分2	当社の指定するイーサネット通信網サービス取扱局内にアクセス回線が終端するもの																		
種 別	内 容																		
アクセス回線A	契約の申込者が指定する場所とイーサネット特定区域通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線																		
アクセス回線B	契約の申込者が指定する場所とイーサネット県内通信収容網に係る収容局設備との間に設置されるアクセス回線																		

タイプ2は、域内通信収容網に収容される回線にのみ適用されます。

(3) 品目に係る料金の適用

ア 当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。

【1】タイプ1のもの

(ア) アクセス回線の品目

① 区分1のもの

a アクセス回線Aのもの

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Gb/s	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの

b アクセス回線Bのもの

(1) 第1種アクセス回線のもの

品 目	内 容
高速デジタル方式のもの	128kb/s 128kbit/sの符号伝送が可能なもの
	1.5Mb/s 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s 0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	1Mb/s 1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	2Mb/s 2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	3Mb/s 3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	4Mb/s 4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	5Mb/s 5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	6Mb/s 6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	7Mb/s 7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	8Mb/s 8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	9Mb/s 9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	10Mb/s 10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	20Mb/s 20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
	30Mb/s 30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s 40Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
50Mb/s 50Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
60Mb/s 60Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
70Mb/s 70Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
80Mb/s 80Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
90Mb/s 90Mbit/s の符号伝送が可能なもの	
100Mb/s 100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	

(2) 第2種アクセス回線のもの

品 目	内 容
DA型のもの	128kb/s 128kbit/s の符号伝送が可能なもの

② 区分2のもの

品 目	内 容
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの

(イ) 中継回線の品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/s の符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/s の符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/s の符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/s の符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/s の符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/s の符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/s の符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/s の符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/s の符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/s の符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/s の符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/s の符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/s の符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの
備 考	中継回線は、隣接する県の中継局設備相互間に適用されます。

(ウ) 利用回線の品目

品 目	内 容	
高速デジタル方式のもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの
ATMデータ通信網方式のもの (東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するATMデータ通信網サービスを利用するもの)	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	
備 考		
<p>1 ATMデータ通信網方式と接続される電気通信回線の品目は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するもののうち、その上限速度がATM通信網方式の品目と同一のものとします。</p> <p>2 ATMデータ通信網方式と接続される電気通信回線の通信区別は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するタイプ1に係るものとします。</p>		

(エ) 接続契約回線の品目

品 目	内 容
0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの

70Mb/s	70Mbit/s の符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/s の符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/s の符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの

備 考

当社は、接続契約回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。

イ 契約者回線は、イーサネット通信収容網で網輻輳が発生していない場合において上記に規定する符号伝送が可能なものとします。

ウ 当社は、契約者回線群の変更について、同じ区分のアクセス回線相互間又は中継回線相互間に限り提供します。

エ 利用回線に係る提供条件は、協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

オ イーサネット通信網サービスに係る料金額は、次のとおり適用します。

(ア) イーサネット通信網契約に利用回線に係る契約がない場合

種 別	適 用
同一の県内において、イーサネット通信網サービスを利用する場合	2 (料金額) の(1)の①のア又はイとそのイーサネット通信網契約に応じて(2)を適用します。

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">2以上の県において、イーサネット通信網サービスを利用する場合</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">2（料金額）の(1)の①のイ及び②の合算とそのイーサネット通信網契約に応じて(2)を適用します。</td> </tr> </table> <p>(イ) イーサネット通信網契約に利用回線に係る契約がある場合 アクセス回線及び中継回線に係る料金については2（料金額）の(1)の①のイ及び②の合算、利用回線に係る料金については(1)の③、並びにそのイーサネット通信網契約に応じて(2)を適用します。</p> <p>【2】タイプ2のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Gb/s</td> <td>1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	2以上の県において、イーサネット通信網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)の①のイ及び②の合算とそのイーサネット通信網契約に応じて(2)を適用します。	品 目	内 容	10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの	1Gb/s	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの
2以上の県において、イーサネット通信網サービスを利用する場合	2（料金額）の(1)の①のイ及び②の合算とそのイーサネット通信網契約に応じて(2)を適用します。										
品 目	内 容										
10Mb/s	10Mbit/s の符号伝送が可能なもの										
100Mb/s	100Mbit/s の符号伝送が可能なもの										
1Gb/s	1000Mbit/s の符号伝送が可能なもの										
<p>(4) 最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア イーサネット通信網サービスには、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内にイーサネット通信網契約の解除があった場合は、第39条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線料、加算額とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 契約者は、最低利用期間内に契約者回線の品目の変更又は移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその契約者回線の設置場所において、契約者回線の新設又はイーサネット通信網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>										
<p>(5) 利用回線に係る加算額等の適用</p>	<p>利用回線において契約者の終端に係る加算額等（相互接続協定に規定する料金額に限ります。）は、協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>										
<p>(6) 長期継続利用に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、契約者から、そのイーサネット通信網契約に係る契約者回線について、次表に定める期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2（料金額）の(1)の額から次表に規定する額を減額して適用します。</p> <p>この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">種 類</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">継続して利用する期間</th> <th style="width: 60%; text-align: center;">料金の減額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(ア) 3年利用</td> <td style="text-align: center;">3年間</td> <td>2（料金額）の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(イ) 6年利用</td> <td style="text-align: center;">6年間</td> <td>2（料金額）の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (月額)	(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）の(1)の額に0.07を乗じて得た額	(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）の(1)の額に0.11を乗じて得た額	
種 類	継続して利用する期間	料金の減額 (月額)									
(ア) 3年利用	3年間	2（料金額）の(1)の額に0.07を乗じて得た額									
(イ) 6年利用	6年間	2（料金額）の(1)の額に0.11を乗じて得た額									

- イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（イーサネット通信網契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その契約者回線の提供を開始した日）から適用します。
- ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には、契約者回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。
- エ 当社は、長期継続利用に係る契約者回線について、そのイーサネット通信網契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。
- オ 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。
- カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。
- キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。
- ク 長期継続利用に係る契約者は、長期継続利用期間の満了前にイーサネット通信網サービスの品目の変更により、そのイーサネット通信網契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常のイーサネット通信網契約の総支払額を下回る場合は、通常のイーサネット通信網契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を支払うこととします。

区 分	支払いを要する額
(ア) 品目の変更により料金が減少した場合	残余の期間に対応する料金の差額（減少前の料金から減少後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額
(イ) 長期継続利用の廃止があった場合	残余の期間に対応する廃止前の料金に0.35を乗じて得た額

(7) 第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用

- ア その第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端に係るイーサネット通信網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（その第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。
ただし、その第1種アクセス回線又は接続契約回線が異経路（(7)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路の加算額の支払いを要しません。
- イ 加入区域の設定変更、第1種アクセス回線又は接続契約回線の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。

<p>(8) 異経路となる第1種アクセス回線又は接続契約回線の加算額の適用</p>	<p>ア その第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が直接収容されているイーサネット通信網サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>
<p>(9) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の料金（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>
<p>(10) 配線設備に係る料金の適用</p>	<p>当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します（接続契約回線に係るものに限りません。）。</p> <p>ア 接続契約回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線終端装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の線路</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の線路</p>
<p>(11) 特別な電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>第1種アクセス回線又は接続契約回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備の加算額を適用します。</p>
<p>(12) 回線終端装置の加算額の適用</p>	<p>当社の回線終端装置を提供した場合、回線終端装置の加算額を適用します。</p>
<p>(13) 付加機能に係る料金の適用</p>	<p>当社が提供する付加機能を利用した場合、2（料金額）の（3）に定める額を適用します。</p>
<p>(14) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、イーサネット通信網サービス（第2種アクセス回線に係るもの、利用回線に係るもの及び接続契約回線に係るものを除きます。以下（15）欄まで同じとします。）に係る契約者の責めによらない事由により、そのイーサネット通信網回線等を全く利用できない状態（そのイーサネット通信網回線等によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第49条（契約者の切分責任）の規定によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続した時は、そのイーサネット通信網契約に係る料金（そのイーサネット通信網回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限りません。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。</p> <p>ただし、次の場合には、この限りではありません。</p> <p>この場合の料金の取扱いについては、当社は第39条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第35条（利用中止）第1項の規定によりイーサネット通信網回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したとき。 <p>イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、そのイーサネット通信網回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の（1）欄から（12）欄までの適用による</p>

場合は、適用した後の額とします。)の合計額(以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上1時間未満	3%
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	40%
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算出した料金額(以下「故障回復時間返還上限額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるそのイーサネット通信網契約に係る2(料金額)に規定する料金(故障回復時間返還基準額に係るもの(その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。))の額(第39条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)

(イ) その暦月がイーサネット通信網回線の提供を開始した暦月であって、そのイーサネット通信網回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、そのイーサネット通信網回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定にかかわる2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(15)欄及び(16)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(16)欄の規定に定めるところによります。

<p>(15) サービス品質 (稼働率) に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、別に定める提供区間のすべての提供区間において、当社が別に定める方法により測定した、イーサネット通信網サービス（第2種アクセス回線に係るもの、利用回線に係るもの及び接続契約回線に係るものを除きます。）の稼働率（契約者の責めによらない事由により、そのイーサネット通信網サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（收容局設備等の共用に起因する事象によりその状態が生じた場合を除きます。）の時間（そのことを当社が知った時刻から起算して、その状態が連続した時間をいいます。）を1の料金月ごとに合算した時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間から減じて得た時間を、その料金月における利用日数に24を乗じて得た時間で除した割合をいいます。以下同じとします。）について、その稼働率が99.99%を下回った場合は返還基準額に下表の料金返還率を乗じて得た額（以下「稼働率返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのイーサネット通信網サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="555 887 1372 1128"> <thead> <tr> <th>稼働率</th> <th>料金返還率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>99.80%以上 99.99%未満</td> <td>1/90</td> </tr> <tr> <td>98.00%以上 99.80%未満</td> <td>1/30</td> </tr> <tr> <td>95.00%以上 98.00%未満</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>90.00%以上 95.00%未満</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>90.00%未満のとき</td> <td>1/1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ この規定による料金の返還とこの表の(14)欄又は(16)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の稼働率返還料金額の取扱いについては、(16)欄の規定に定めるところによります。</p>	稼働率	料金返還率	99.80%以上 99.99%未満	1/90	98.00%以上 99.80%未満	1/30	95.00%以上 98.00%未満	1/10	90.00%以上 95.00%未満	1/5	90.00%未満のとき	1/1
稼働率	料金返還率												
99.80%以上 99.99%未満	1/90												
98.00%以上 99.80%未満	1/30												
95.00%以上 98.00%未満	1/10												
90.00%以上 95.00%未満	1/5												
90.00%未満のとき	1/1												
<p>(16) サービス品質 (遅延時間) に係る料金の適用</p>	<p>ア 当社は、当社が定める提供区間において別に定める方法により測定した遅延時間（イーサネット網サービス取扱局の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。）の暦月単位での平均時間が10ミリ秒を超えた場合は、その暦月におけるイーサネット網サービス（第2種アクセス回線に係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）の2（料金額）に規定する料金（この表の(1)欄から(12)欄までの適用による場合は適用した後の額とする。）の合計金額に3%を乗じて得た額（以下「遅延時間返還料金額」といいます。）をその契約者に返還します。</p> <p>ただし、そのイーサネット網サービスについて、その1の暦月を連続して利用休止又は利用停止があったときは、この限りではありません。</p> <p>イ この欄の規定、(14)欄及び(15)欄の規定による料金の返還又は第39条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定による取扱いを1の料金月に同時に複数行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、稼働率返還料金額及び第39条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しない料金の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その合計額がその契約者に係る1の料金月におけるイーサネット通信網サービスの返還基準額を超える場合は、その返還基準額を返還します。</p>												

2 料金額

(1) 基本回線料

【1】タイプ1のもの

①アクセス回線のもの

a 区分1のもの

ア アクセス回線Aに係るもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
10Mb/s	75,000 円
100Mb/s	155,000 円
1Gb/s	490,000 円

イ アクセス回線Bに係るもの

イー① 第1種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)	
高速デジタル方式のもの	128kb/s	40,000 円
	1.5Mb/s	165,000 円
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	45,000 円
	1Mb/s	52,000 円
	2Mb/s	77,000 円
	3Mb/s	100,000 円
	4Mb/s	125,000 円
	5Mb/s	137,000 円
	6Mb/s	144,000 円
	7Mb/s	151,000 円
	8Mb/s	158,000 円
	9Mb/s	165,000 円
	10Mb/s	170,000 円
	20Mb/s	182,000 円
	30Mb/s	194,000 円
	40Mb/s	205,000 円
	50Mb/s	216,000 円
	60Mb/s	227,000 円
	70Mb/s	238,000 円
	80Mb/s	249,000 円
	90Mb/s	260,000 円
	100Mb/s	270,000 円
200Mb/s	740,000 円	
300Mb/s	810,000 円	
400Mb/s	875,000 円	
500Mb/s	950,000 円	
600Mb/s	1,020,000 円	
700Mb/s	1,090,000 円	
800Mb/s	1,160,000 円	
900Mb/s	1,230,000 円	
1Gb/s	1,300,000 円	

イー② 第2種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
128kb/s	40,000 円

b 区分2のもの

アクセス回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
10Mb/s	70,000 円
100Mb/s	150,000 円

②中継回線のもの

中継回線1回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
0.5Mb/s	34,000 円
1Mb/s	35,000 円
2Mb/s	36,000 円
3Mb/s	37,000 円
4Mb/s	38,000 円
5Mb/s	39,000 円
6Mb/s	40,000 円
7Mb/s	41,000 円
8Mb/s	42,000 円
9Mb/s	42,500 円
10Mb/s	43,000 円
20Mb/s	86,000 円
30Mb/s	129,000 円
40Mb/s	172,000 円
50Mb/s	215,000 円
60Mb/s	265,000 円
70Mb/s	315,000 円
80Mb/s	365,000 円
90Mb/s	415,000 円
100Mb/s	475,000 円
200Mb/s	630,000 円
300Mb/s	660,000 円
400Mb/s	680,000 円
500Mb/s	700,000 円
600Mb/s	720,000 円
700Mb/s	740,000 円
800Mb/s	760,000 円
900Mb/s	780,000 円
1Gb/s	800,000 円

③利用回線のもの

a 高速デジタル方式のもの

利用回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
128kb/s	58,000 円

b イーサネット方式のもの

利用回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
0.5Mb/s	98,000 円
1Mb/s	125,000 円
2Mb/s	189,000 円
3Mb/s	236,000 円
4Mb/s	286,000 円
5Mb/s	331,000 円
10Mb/s	481,000 円
100Mb/s	1,583,000 円

c A T Mデータ通信網方式のもの

利用回線 1 回線ごとに

品 目	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料金表に規定するA T Mデータ通信網サービスの通信の態様による細目			料 金 額 (月 額) (税抜額)
		上限伝送速度 の細目	最低伝送速度 の細目	
0.5Mb/s のもの	クラス 1	500kb/s	—	89,000 円
	クラス 2	500kb/s	100kb/s	77,000 円
300kb/s			83,000 円	
1Mb/s のもの	クラス 1	1Mb/s	—	130,000 円
	クラス 2	1Mb/s	100kb/s	81,000 円
500kb/s			93,000 円	
2Mb/s のもの	クラス 1	2Mb/s	—	205,000 円
	クラス 2	2Mb/s	200kb/s	111,000 円
1Mb/s			137,000 円	
3Mb/s のもの	クラス 2	3Mb/s	300kb/s	141,000 円
			1.5Mb/s	177,000 円
4Mb/s のもの	クラス 2	4Mb/s	400kb/s	171,000 円
			2Mb/s	216,000 円
5Mb/s のもの	クラス 2	5Mb/s	500kb/s	193,000 円
			2.5Mb/s	249,000 円
6Mb/s のもの	クラス 2	6Mb/s	600kb/s	211,000 円
			3Mb/s	281,000 円
7Mb/s のもの	クラス 2	7Mb/s	700kb/s	230,000 円
			3.5Mb/s	315,000 円
8Mb/s のもの	クラス 2	8Mb/s	800kb/s	247,000 円
			4Mb/s	342,000 円
9Mb/s のもの	クラス 2	9Mb/s	900kb/s	262,000 円
			4.5Mb/s	367,000 円

10Mb/s のもの	クラス 2	10Mb/s	1Mb/s	279,000 円
			5Mb/s	392,000 円

【2】タイプ 2 のもの

アクセス回線 1 回線ごとに

品 目	料 金 額 (月 額) (税抜額)
10Mb/s	238,000 円
20Mb/s	301,000 円
30Mb/s	317,000 円
40Mb/s	333,000 円
50Mb/s	349,000 円
60Mb/s	365,000 円
70Mb/s	381,000 円
80Mb/s	397,000 円
90Mb/s	413,000 円
100Mb/s	425,000 円
1Gb/s	1,090,000 円

(2) 加算額

料金種別	単 位	区 分	料金額 (月額) (税抜額)	
ア 線路設置 使用料	第1種アクセス 回線又は接続契 約回線1回線に つき区域外線路 100mまでごとに	—	1,000円	
イ 異経路の 線路使用料	—	—	別に算定する実費	
ウ 特別な電 気通信設備 使用料	—	—	別に算定する実費	
エ 回線終端 装置使用料	1台ごとに	高速デジタル 方式のもの	128kb/s	4,000円
			1.5Mb/s	15,000円
		イーサネット 方式のもの	0.5Mb/s, 1Mb/s~10Mb/s, 20Mb/s~100Mb/s	5,000円
			1Gb/s	40,000円
オ 配線設備 使用料	1配線ごとに	—	2,000円	
備 考 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。				

(3) 付加機能使用料

区 分	単 位	品 目	料金額 (月額) (税抜額)	
優先制御機能	1の契約者 回線ごと	ア イ以外の もの	0.5Mb/s, 1Mb/s~10Mb/s, 20Mb/s~100Mb/s	10,000円
		イ 利用回 線の もの	0.5Mb/s, 1Mb/s~5Mb/s, 10Mb/s,	12,000円
			100Mb/s	80,000円
備 考 1 当社は、契約者から請求があった場合にのみこの機能を提供します。 2 当社は、契約者回線の品目がイーサネット方式以外のもの及び100Mb/sを越えるものについては、この機能を提供いたしません。				

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時にふたつ以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,500円（相互接続点に係る工事の場合及び回線接続等に係る工事の場合を除きます。）を減額します。</p>														
(2) 品目の変更、移転又は接続変更の場合の工事費の適用	<p>品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転又は接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>														
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="603 745 1394 1458"> <thead> <tr> <th data-bbox="603 745 895 790">工事の区分</th> <th data-bbox="895 745 1394 790">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="603 790 895 902">ア 端末設備に係る工事</td> <td data-bbox="895 790 1394 902"> <p>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 902 895 992">イ 配線設備に係る工事</td> <td data-bbox="895 902 1394 992"> <p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 992 895 1171">ウ 相互接続点に係る工事</td> <td data-bbox="895 992 1394 1171"> <p>相互接続点において次の工事をする場合に適用します。</p> <p>(ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1171 895 1283">エ 回線接続等に係る工事</td> <td data-bbox="895 1171 1394 1283"> <p>アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1283 895 1373">オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td data-bbox="895 1283 1394 1373"> <p>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 1373 895 1458">カ 付加機能に係る工事</td> <td data-bbox="895 1373 1394 1458"> <p>付加機能の利用の開始及び変更を行う場合に適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	<p>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>	イ 配線設備に係る工事	<p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>	ウ 相互接続点に係る工事	<p>相互接続点において次の工事をする場合に適用します。</p> <p>(ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事</p>	エ 回線接続等に係る工事	<p>アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。</p>	オ 利用の一時中断に係る工事	<p>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</p>	カ 付加機能に係る工事	<p>付加機能の利用の開始及び変更を行う場合に適用します。</p>
工事の区分	適 用														
ア 端末設備に係る工事	<p>端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>														
イ 配線設備に係る工事	<p>配線設備の設置、移転及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</p>														
ウ 相互接続点に係る工事	<p>相互接続点において次の工事をする場合に適用します。</p> <p>(ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の工事</p>														
エ 回線接続等に係る工事	<p>アクセス回線を収容局設備に接続する場合、中継回線を中継局設備に接続する場合に適用します。</p>														
オ 利用の一時中断に係る工事	<p>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</p>														
カ 付加機能に係る工事	<p>付加機能の利用の開始及び変更を行う場合に適用します。</p>														

2 工事費の額

1の工事ごとに

工 事 の 種 類	工 事 費 の 額 (税抜額)	
	メタル回線	光 回 線
端末設備に係る工事	8,000 円	
配線設備に係る工事	4,000 円	12,000 円
相互接続点に係る工事	3,000 円	-
回線接続等に係る工事	2,500 円	
利用の一時中断に係る工事	6,300 円	
付加機能に係る工事	ア イ以外のもの	2,500 円
	イ 利用回線のもの	10,000 円
他社接続回線の相互接続点に係る工事	2,000 円	
備 考		
<p>1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合は、その工事に要した費用を支払っていただきます。</p> <p>2 他社接続回線の相互接続点に係る工事については、契約者から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この備考2でNTT地域会社といいます。）の専用サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用に定める時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、NTT地域会社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合、当社は2（工事費の額）に定める額についてNTT地域会社の専用サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用の規定に準じて取り扱います。</p>		

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の第1種アクセス回線又は接続契約回線の終端が加入区域外となる場合（第1種アクセス回線又は接続契約回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにイーサネット通信網契約を締結して、その場所でイーサネット通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>イ イーサネット通信網サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額 (残額があるときに限ります。) </td> </tr> </table> <p>ウ ア又はイの規定は、第1種アクセス回線又は接続契約回線が異経路となる場合は準用しません。</p>	新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)	変更後の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)
新たに提供を受けるイーサネット通信網サービスに係るイーサネット通信網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							
変更後の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の第1種アクセス回線又は接続契約回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額 (残額があるときに限ります。)							

2 線路設置費の額

1 第1種アクセス回線又は接続契約回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線 路 設 置 費 の 額 (税抜額)
線路設置費	81,000円

第3 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ・異経路の線路の部分 ・特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	設 備 費 の 額
当該設備ごとに	別に算定する実費
備 考	別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。

別 表

別 表 基本的な技術的事項

当社が回線終端装置を提供する場合

品 目 等		物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル 方式のもの	128kb/s, 1.5Mb/s	8 端子コネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10BASE-T 準拠		
イーサネット 方式のもの	0.5Mb/s, 1Mb/s~10Mb/s		IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠		
	20Mb/s~100Mb/s		IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠		
	1Gb/s	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠) GI 型光ファイバケーブル (JIS 規格 C6832 の SGI-50/125 及び SGI-62.5/125 準拠) LC 形光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5964-20 準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠		

付 則

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年4月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年2月2日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年9月10日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成17年1月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成18年1月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年6月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成20年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年6月18日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成25年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。